

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年11月10日

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 1:都道府県知事・市区町村等 | ▼ |
| | <input type="radio"/> 知事 | <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 | |
| 3. 市区町村名 | 東久留米市 | |
| 4. 届出番号 | 15 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 74-1 | |
| 6. 独自利用事務の対象者 | 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) | |
| 7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日 | 令和4年9月29日 | |
| 8. 保護評価の実施の有無 | 1:有 | ▼ |
| 9. 評価書番号 | 51 | |
| 10. 保護評価書の名称 | 高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書 | |
| 11. 保護評価書のURLリンク | https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&kk_name=%E6%9D%B1%E4%B9%85%E7%95%99%E7%B1%B3%E5%B8%82&ev_name=%E9%AB%98%E6%A0%A1%E7%94%9F&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=8&opn_date_from_day=10&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=10&count=20 | |
| 12. 委任関係 | | ▼ |

執行機関名 東久留米市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------|---|---|
| ①事務の名称 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年東久留米市条例第17号)に基づく高校生等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| ②番号法別表第1の項 | 56 | |
| ③番号法別表第2の項 | 74 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項 東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年東久留米市条例第17号)に基づく高校生等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第一条 | 東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年東久留米市条例第17号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、「父母その他の保護者」が「子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」を目的とする。 | 第1条 この条例は、「高校生等を養育している者」に対し、「高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資すること」を目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年東久留米市条例第17号) 東久留米市高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則(令和4年東久留米市規則第50号) |